

みんなが知りたい
相続と相続税の「？」（はてな）

相続税の節税対策には、相続税をどうやって納税するかの「納税対策」、相続税をいかに節税するかの「節税対策」、親族間でもめないようにする「分割・もめない対策」の3つがあります。

「節税対策」としては、大きく分けて2つの考え方があります。まずは、贈与を活用することと、そして、財産評価を下げるのこと。一般的な贈与は、年間110万円を超えた受贈に対して贈与税が発生しますが、贈与方法を工夫することによって相続税を減らすことができます。贈与は1年間にいくら贈与を受けたかによって税額が

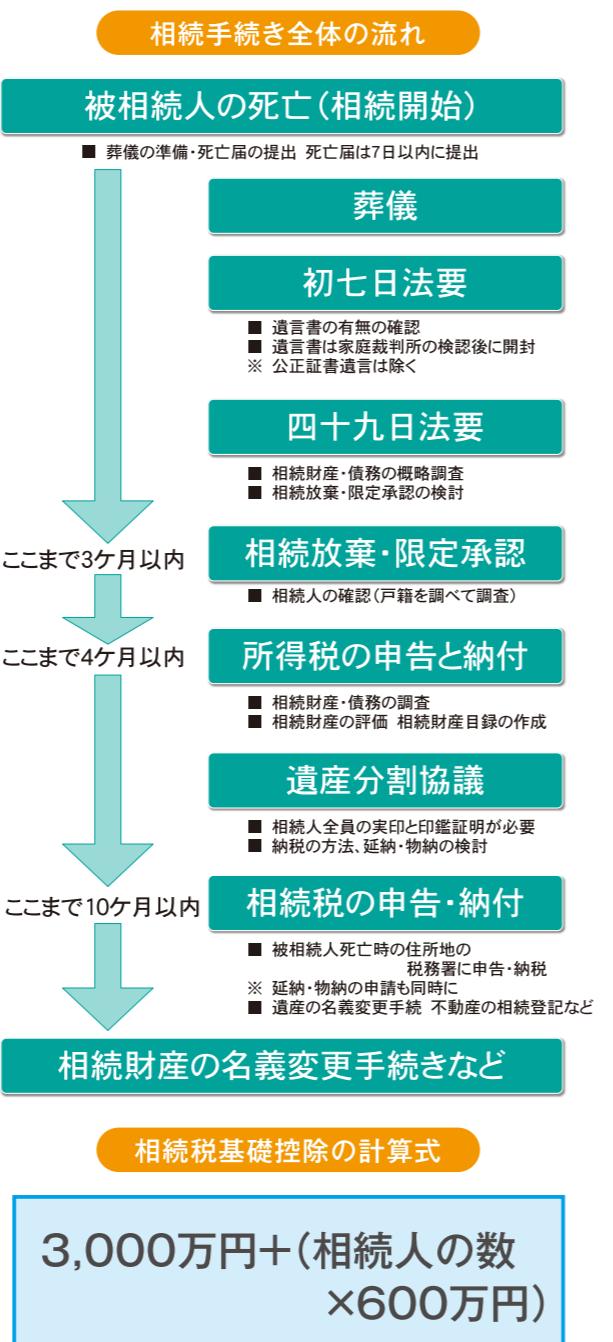
決算までくるので、低い金額の贈与を長期にわたって行えば、税額を抑えることができます。

もめない相続

かりに偏らせず現金預貯金を残しておくことなどが重要です。相続トラブルは自分には関係ないと思わず、念のための対策をしておくことをおすすめします。

平成30年7月に、高齢化の進展など社会環境の変化に対応するため、相続法が約40年ぶりに大きく改正されました。この中の「配偶者居住権」の創設に伴い、相続税法上において、配偶者居住権の評価方法の取扱いが新たに定められました。配偶者居住権とは、一定の条件を満たす配偶者が、被相続人の所有する建物を無償で使用することができます。これができる権利のことになり

相続と相続税には、ここでは書ききれないほどのたくさんの規定や手続きがあります。面倒な相続手続きを素人がやつて失敗しないように、生前から専門家に相談してみるとよいです。



相続という問題が出てきますが、果たしてそれはどうものなのでしょうか？そして、故人から何かを相続することによって必然的に「相続税」も発生しますが、「相続税」という言葉は知っていても、どのぐらいの税率なのかなど、知らない方も多いと思います。実際に相続税に関わる人は、亡くなつた方の6～7%と言われているそうですが、自分は関わることがないだろうと思っていたときに思いがけず関わることになってしまつたときのために、簡単に相続と相続税について知っておきましょう。

相続方法はいろいろ

相続は、被相続人（＝自分の財産を他の人に相続される人）が亡くなつたときから開始されます。相続については民法で細かい規定

が定められていますが、実際は被相続人の意思を尊重する遺言書の有無や、相続人（＝財産を相続する人）全員の話し合いを重視しております、それによって相続の手続きも変わってきます。ここで、相続手続き全体の流れをわかりやすくした図を見てみましょう。

図を見ておわかりのように、相続するには数か月単位の長い日数がかかります。ただ単に相続すれば簡単に済むというものではありません。いくつもの調査や手続きを経て、さらに相続税の申告・納付もしなければなりません。その間に、相続人の間でもめた場合には、さらに長い年月と労力を費やすことになるのです。

相続手続きには、被相続人の死亡後、期限内に確實にやらなければ大きな損失を生んでしまうものもあります。

遺産分割協議

相続税を節約する

相続が片付いたら、次は相続税です。相続税は、相続や遺贈によつて財産を得る際に、一定以上の財産がある場合に課せられる税金です。相続税の課税価格の合計が基礎控除額を超えた場合には、相続税の申告が必要になります。

相続税の申告は、相続の開始を知った日（被相続人の死亡を知った日）から10か月以内に行わなければなりません。もしもその期間に遺産分割ができるいない場合は、まだ分割されていない財産を、民法で規定する法定相続分に従つて取得したものとして課税価格を計算し、その税額分を申告します。

遺產分割協議

小野寺 高事務所
公認会計士・税理士・行政書士
小野寺 高(おのでらたかし)

**青森相続税・
相続手続サポートセンター**
住所／青森市橋本2丁目13-5 大同生命ビル3階
ご予約はこちら 受付時間/8:30~17:00(平日)
0800-800-3184
つながらない場合は017-777-3184まで
専門相談スタッフにお任せ!